

3. 全体構想

3-1 都市づくりの基本理念

(1) 基本的考え方

本市および長崎県では、離島や半島を多く抱えるという地理的条件から全国平均を大きく上回る水準で人口流出傾向が続いており、今後、超高齢化を伴いながらさらに人口の減少が見込まれるという状況にあります。

また、地域の経済活動を支え雇用を提供していく産業面では、本市は、第一次産業および観光に特化していますが、就業者の高齢化や観光客の行動パターンの変化などから活力が失われる傾向にあります。全国レベルにおいても人口が減少に転じたことや製造業の海外移転、大都市と地方との格差の拡大など、本市を取り巻く社会・経済環境は大きく変動しています。

こうしたなか、本市の活性化に向けては、高速交通体系整備や企業誘致など従来型の対策に頼ることには限界があり、持続する地域、自立した地域の形成のためには、従来とは異なる視点による活性化対策が必要と考えられます。

たとえば、自然資源、歴史・文化資源、人的資源など地域固有の資源を活かして自らの工夫による「事業の創造」に活路を見出すことや、地域内でヒト、モノ、資金、エネルギーが循環できる仕組みによって地域の自立を図ること、若者が主役の地域づくりに可能性を見出すこと、財政の制約下、市民・地域・行政の総合力による都市づくりを図ることなど、地域の資源を積極的に活用し、また多様な世代の主体的参加の視点による都市づくり、地域づくりが必要と考えられます。

将来に向けた都市づくりを考えるうえでは、このような変化の動向や本市が置かれた条件、また、地域活性化の課題の解決を念頭に置いた方向づけを考慮していくことが必要です。

(2) 都市づくりの基本理念

以上を踏まえ、本市の都市づくりの基本理念を次のように設定します。

- 平戸市の活性化を牽引する役割を担う都市づくり
- 自然、歴史、文化、魅力の資源を将来に継承する都市づくり
- インフラの整備による質の高い暮らしを実現する都市づくり
- 市民の主体的な参画による都市づくり

3-2 都市の将来像

(1) 都市の将来像

全ての世代が安心して生活できる暮らしやすさや産業の活性化による活気とにぎわい、また、市民がお互いに支えあいながら持続していく地域社会の構築を目指して、20年後に向けた将来像を次のように定めます。

『暮らしやすさと活力に満ちた 支えあいによる自立都市』

暮らしやすさ	○ 豊かな自然と歴史・文化や暮らしやすい環境に囲まれた生活 ○ 一人ひとりが10年後、20年後の幸せな未来を展望できる暮らし
活 力	○ 地域の自然、歴史・文化に培われた技・知恵を活かした平戸にしかない産業・仕事の創造 ○ 市民・来訪者が平戸の「まち」の雰囲気^{たすき}を求めて集い、にぎわいと楽しさを感じるまち
支 え あ い	○ 支えあい、助けあいによる持続する地域社会 ○ 市民一人ひとりが主役を自覚して、お互いに手を携^{たすき}えた都市づくり
自 立 都 市	○ 地域への愛着と自信に裏づけられた自立する都市



平戸港

(2) 将来人口フレーム

本市の人口構造を年齢階層別の変動によって見ると、10 歳～19 歳の階層で進学・就職のため大きく流出し、20 歳代でいったんUターンによる回復をみせますが、25 歳以上では実数は少ないものの減少する階層が続き、これが 0 歳から 15 歳までの減少をもたらしているという特性が認められます。つまり、ファミリー層が雇用を求めめるなどにより転出していくことが、全体的な人口活力を低下させていると考えられます。そして、このような傾向が続いた場合、本市の人口は平成 45 年には 2 万人近くまで減少する恐れがあります。

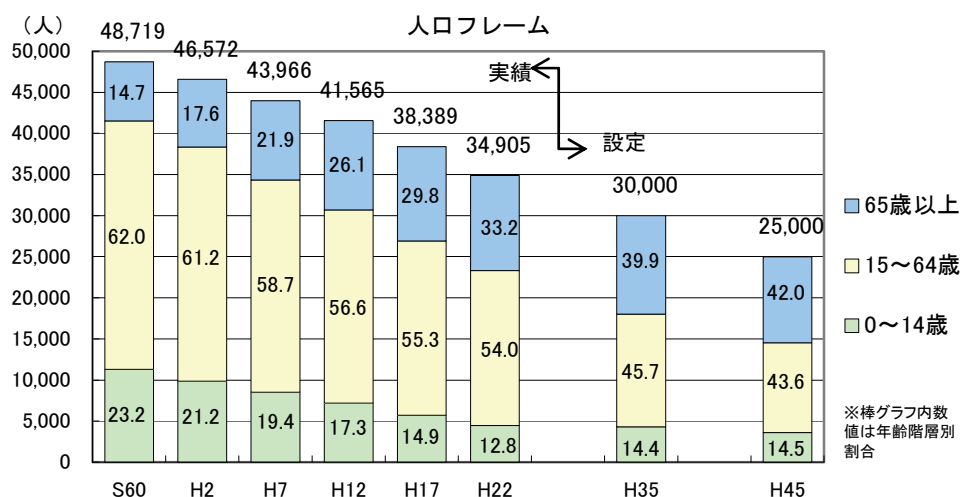
将来人口フレームの検討においては、過去 20 年間の年齢階層別の変動パターンをもとにコーホート要因法による算定を行ったうえ、今後、雇用の場の確保、子育て環境の改善、住宅や生活環境の改善などを積極的かつ総合的に展開するとして、平成 45 年の目標人口を 2 万 5 千人と設定します。

なお、平成 45 年の世帯数は約 1 万 1 千世帯で、平成 22 年から 1 千 8 百世帯の減少、高齢化率は平成 22 年の 33.2%から平成 45 年には 42.0%まで上昇すると見込まれます。

○ 基準年次（平成 22 年国勢調査実績）	34,905 人
○ 中間年次（平成 35 年）	30,000 人
○ 目標年次（平成 45 年）	25,000 人

（参考）世帯数・年齢構成の見通し

		平成 22 年 基準年次	平成 35 年 中間年次	平成 45 年 目標年次
総人口	人	34,905	30,000	25,000
世帯規模	人/世帯	2.72	2.45	2.25
世帯数	世帯	12,885	12,245	11,111
0-14 歳 割合	%	12.8	14.4	14.5
15-64 歳 割合	%	54.0	45.7	43.6
65 歳以上 割合	%	33.2	39.9	42.0



3-3 地域構成の方針

(1) 本市の地域構成の特性と基本方針

本市の市街地は、旧平戸市街地に平戸城城下町を礎にした中心市街地が形成され、また、田平地域の松浦鉄道たびら平戸口駅から田平港にかけての地域や生月島の東岸部に、まとまった都市的土地利用が形成されています。

市街地以外における土地利用は、入り組んだ海岸線に沿って、漁港と一体となった大小の集落地が分布しており、各集落地の背後には棚田状の農地が形成されています。

市街地と集落地または集落地間の連絡は、道路が急斜面に沿って海岸線まで迫った形状となり、カーブが多く幅員も十分ではない箇所が多いことから、日常の生活行動や災害時の緊急移動などに支障が生じている場合もあります。

このような特性を踏まえ、将来の地域構成は「一定規模の生活圏における日常生活サービスの確保（＝拠点市街地と基礎生活圏）」および「地域間の円滑な交通・交流を支えるネットワークの形成（＝地域連携軸、生活連携軸）」を実現していくことを基本的な方針とします。

(2) 拠点市街地、基礎生活圏および連携軸配置の方針

上記の基本的な方針に沿って、拠点市街地、基礎生活圏および地域連携軸、生活連携軸を次の通り設定します。

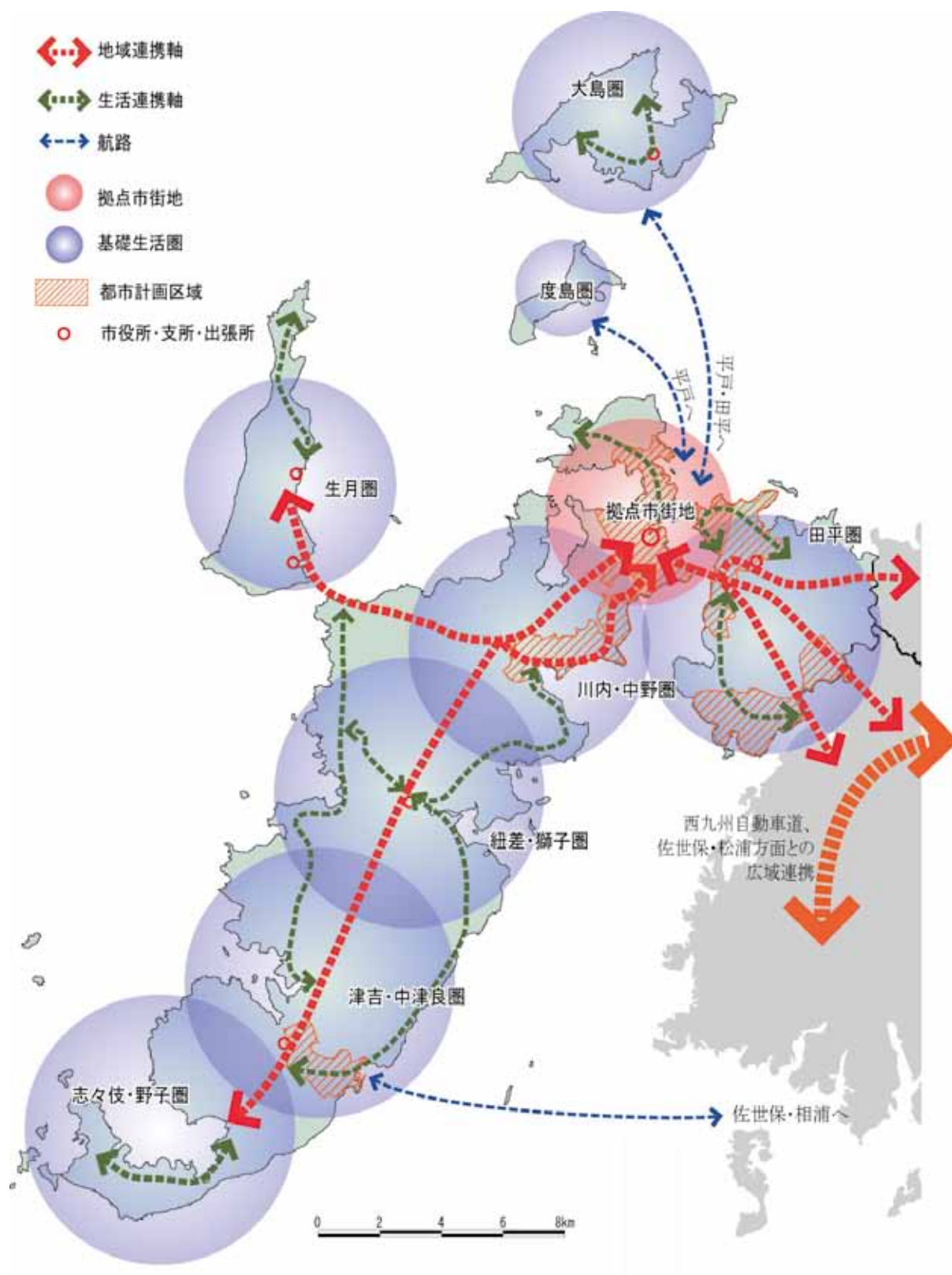
(拠点市街地と基礎生活圏の配置)

	位置づけ・役割	対象
拠点市街地	・全市を対象とした都市的サービスを提供する市街地として平戸市街地を位置づけます	・平戸市街地
基礎生活圏	・概ね中学校区の範囲を単位として、医療、福祉、教育、防災、小売商業など、日常的な生活が一定程度完結できる地域を位置づけます	・川内・中野圏、紐差・獅子圏、津吉・中津良圏、志々伎・野子圏、度島圏、大島圏、生月圏、田平圏

(地域連携軸、生活連携軸の形成)

	役割・性格	該当路線
地域連携軸	・西九州自動車道へのアクセスや市外との連携機能を担います ・拠点市街地と基礎生活圏を円滑に結ぶ市内の動脈として円滑な交通の流れや災害時の主要避難路、公共交通ルート、観光ルートなど多様な役割を担います	・国道 204 号、国道 383 号、 (主)平戸田平線、同平戸生月線、 市道山中紐差線および(主)平戸田平線（田平工区）等
生活連携軸	・基礎生活圏内の主要集落地と地域連携軸を結ぶ役割を担います ・日常的な市民の生活行動や災害時の防災活動などを支える役割を担います	・その他の県道や主な市道、航路等

地域の基本構成図



(3) 基礎生活圏の将来の方向

拠点市街地および基礎生活圏の将来は次のような方向とします。

	特性・課題	将来の方向
平戸	・拠点市街地として平戸港を囲む市街地に都市機能が集積しています ・拠点として機能的で快適な市街地形成が必要です	・都市機能の高度化、観光をはじめ第三次産業の集積により、本市の活性化を牽引する市街地の形成を図ります
中野・川内	・農業と食品加工などの製造業が他地域よりも活発です ・平戸市街地に隣接し、生活の利便性は比較的高い特性があります ・身近な生活環境の充実が必要です	・平戸市街地との交通利便を高めながら、自然と生活が調和した安定した地域形成を図ります
紐差・獅子	・農業、漁業の大規模集落地と集落サービス産業により形成されています ・日常的な生活サービスは一定水準にあります ・身近な生活環境の整備や生活サービス機能の維持が必要です	・平戸市街地との交通利便を高めながら、日常生活サービス機能の充実と、暮らしやすい生活環境の実現を図ります
津吉・中津良	・農業、漁業と集落サービス産業により形成されています ・日常的な生活サービスは一定水準にあります ・身近な生活環境の整備や生活サービス機能の維持が必要です	・平戸市街地との交通利便を高めながら、日常生活サービス機能の充実と、暮らしやすい生活環境の実現を図ります
志々伎・野子	・主産業である漁業を中心とした地域が形成されています ・医療など生活サービス機能が不十分です ・基本的な生活サービス機能の充実や身近な生活環境の向上が必要です	・漁業生産を支えるため、圏域の利便性や基本的な生活環境の向上を図ります
度島	・漁業を中心とした産業が形成されています ・身近な生活環境の向上や平戸市街地へのアクセス性の向上が必要です	・海上交通による利便性を高め、安心できる暮らしの実現を図ります
大島	・農業、漁業と集落サービス産業により形成され、公共公益施設の立地は一定水準にあります ・平戸市街地へのアクセス性の向上や自立できる産業への活性化が必要です	・海上交通による利便性を高めることや農業や漁業、観光を支える住民の日常的な生活環境の充実を図ります
生月	・農業、漁業のほか製造業や第三次産業も一定の集積があり、公共公益施設の立地も一定水準にあります ・自立した地域形成に向けた活性化が必要です	・独立した生活圏を構成し、日常サービス機能は整っており、その充実と産業面の活性化を図ります
田平	・市内では交通利便性が高い地域であり都市的機能の集積、多様な産業の立地などが見られます ・都市と農業の調和ある地域形成が必要です	・平戸市街地に近い人口や産業、都市機能の集積があり、平戸市街地とともに都市的サービスの拠点形成を図ります

(4) 市街地構成の基本方向(都市計画区域)

① 基本的考え方

都市計画区域においては、本市全体との適切な役割分担のもとに、生活、生産、公共サービス、レクリエーションなどさまざまな機能の充実を図り、全体の活性化を牽引していくこととします。基本的な方向は次の通りです。

- 拠点市街地として全市を対象とした行政、文化、観光、交通、雇用、居住などの都市機能の集積を図ります
- 観光機能の向上に向けて、来訪者にもわかりやすく安全な交通処理、優れた市街地景観形成、商業機能の充実などを図ります
- 医療や教育、文化、その他の生活サービスについて高次の機能の充実を図ります
- 各種の都市機能が全市をサービス対象として機能するための交通ネットワークの形成と結節機能の向上を図ります

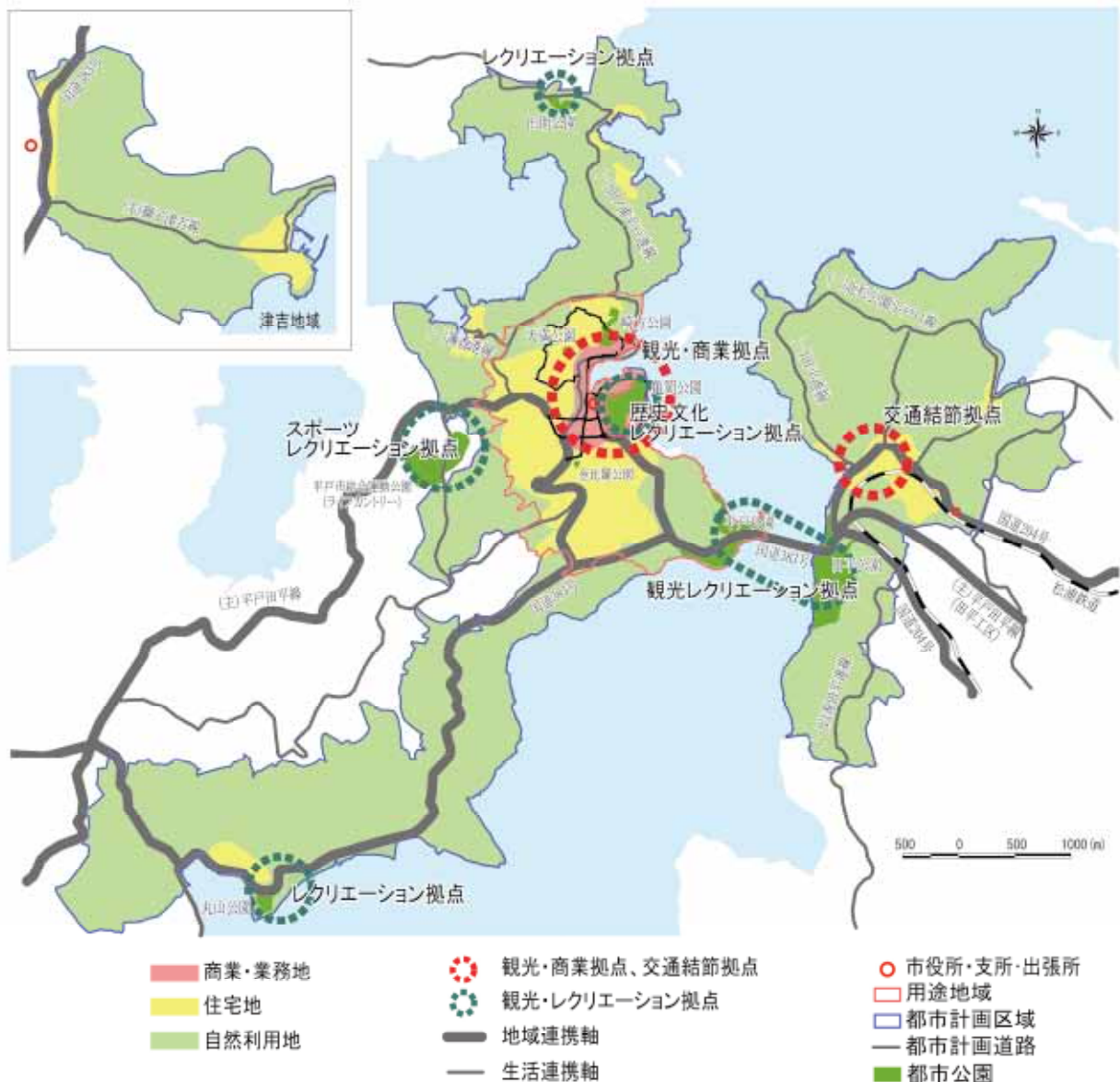
② 都市計画区域のゾーニング

商業・業務地	●平戸地域中心市街地を商業施設や官公庁、業務施設が集積する商業・業務地として位置づけ、機能の高度化、効率化を図ります。
住宅地	●商業・業務地を取り囲む地区、田助・大久保地区、薄香地区、川内地区、津吉・中津良地区、田平港周辺地区を住宅地、大規模集落地として位置づけ、暮らしやすい生活環境の形成を図ります。
自然利用地	●都市計画区域内のその他の地区は、山林や農地を主体とする自然利用地と位置づけ保全と活用を図ります。
観光・商業拠点 交通結節拠点	●商業機能、広域観光機能、業務機能、交通結節機能、行政機能などが集積する拠点として、平戸市街地および田平港からたびら平戸口駅にかけての地区を位置づけ、来訪者にわかりやすく、また安全で優れた景観の拠点形成を図ります。
観光、レクリエーション等拠点	●平戸大橋兩岸の平戸公園、田平公園一帯および丸山公園、田助公園を市民も来訪者も気軽に楽しめる観光レクリエーション拠点と位置づけます。 ●亀岡公園周辺は平戸城を中心とする歴史文化レクリエーション拠点と位置づけます ●赤坂地区の平戸市総合運動公園（ライフカントリー）一帯をスポーツレクリエーションの拠点と位置づけます（都市計画区域外）。 ●北部の田助公園、川内地区の丸山公園は、周辺住民のレクリエーション拠点と位置づけます。 ●それぞれの位置づけに対応して、機能の向上や環境の整備を図ります。
産業拠点	●白浜地区埋立地や川内地区について、水産加工などの生産・流通施設ゾーンと位置づけ、機能の充実を図ります。 ●(主)平戸田平線（田平工区）整備の進捗により、新たに田平地区を業務・生産機能の立地を図るゾーンと位置づけ、必要な整備を図ります。

③ 骨格の配置

地域連携軸	●国道 204 号、国道 383 号、(主)平戸田平線、(主)平戸田平線(田平工区)を都市地域と佐世保、松浦方面とを結ぶ軸、および市内の基礎生活圏とを結ぶ軸として位置づけ、必要な整備、改修を図ります。
生活連携軸	●(一)以善田平港線、(一)北松公園平戸口線、(一)薄香港線、(主)獅子津吉線、(一)田ノ浦平戸港線、その他の主要市道および都市計画道路を、市街地の骨格を形成し、また市街地と集落地を結ぶ軸として位置づけ、必要な整備、改修を図ります。

市街地構成の基本方向図



3-4 分野別の方針

(1) 土地利用の方針

1) 基本方針

本市の特色である豊かで変化に富んだ自然を、個性と魅力ある大切な資源として次世代に継承していくため、都市的土地利用との調和を図りながら山林、海岸線、田園、棚田などの自然資源の保全を図ることが重要です。

近年、人口の減少や高齢化により、耕作放棄地や放置山林など土地利用の荒廃化や、空き家、空き地など低利用・未利用の土地の発生など、全体として土地に対する働きかけ、管理が希薄になる傾向にあることから、国土の保全、災害の防止、集落地や地域社会の持続などの観点から、それぞれの特性に応じた対策を講ずることとします。

市街地や集落地にあっては、全ての世代が快適でゆとりのある暮らしが実現できるよう、生活環境の安全性の向上をはじめ必要な環境整備を図ります。

このうち、市街地にあっては、商業地、住宅地、産業用地、公共公益施設用地などが調和した利用が行われるよう適切なゾーニングを行い、各ゾーンに対応する規制や誘導を通して、全体として良好な市街地の形成を図るとともに、一体の都市として整備、開発、及び保全の施策展開を図るため、都市計画区域の見直しや用途地域に関する検討を行います。



棚田

2) 主要施策(都市計画区域を中心として)

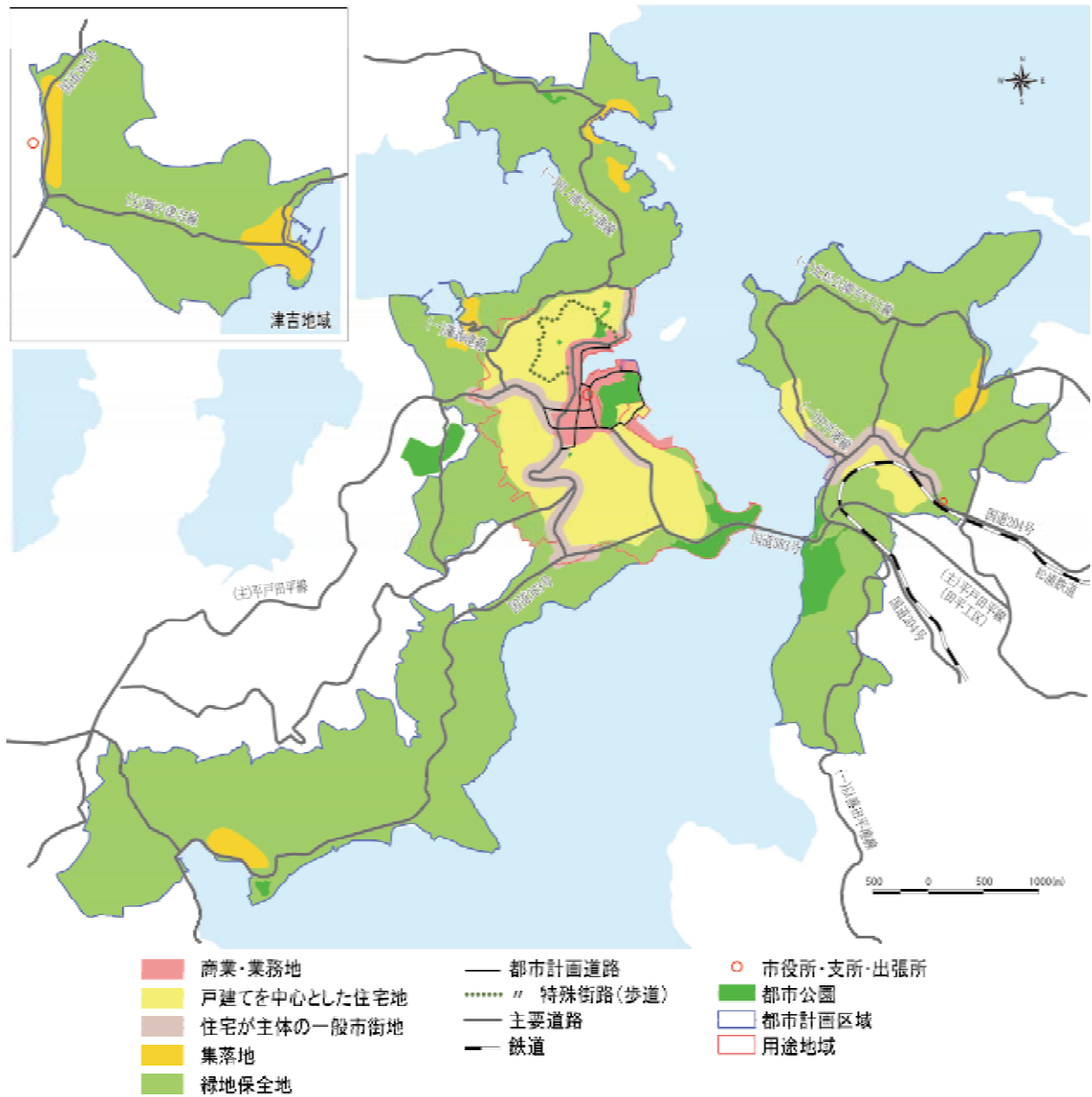
拠点市街地の形成 (商業・業務地)	● 中心市街地は、住民の相互交流拠点や観光交流拠点および交通拠点としての機能を高め、地域のにぎわいの再生や観光産業の活性化とにぎわいの創出を図ります。 ● 平戸地域の市街地は、地形的に面的な広がり制約されており、土地の有効利用、高度利用などを通して、集約的な市街地の形成を図ります。 ● 中心市街地にあっては居住空間と商業空間などの調和に留意しながら、活気ある複合市街地として、また観光客が訪れる魅力ある市街地として、居住性、機能性、快適性、防災性の向上を図ります。
良質で暮らしやすい住宅市街地の形成と保全(住宅市街地・一般市街地)	● 中心市街地周辺の住宅地にあっては、起伏のある地形と緑に囲まれた特性を活かして、質の高い専用住宅地化を図ります。 ● 住宅地を経由する幹線道路の沿道部分には、日常的な生活サービスを提供する店舗などの立地により、住宅と調和した落ち着いた環境の中で暮らしやすさを実感できる都市空間の形成を図ります。

集落地の環境改善	●中野や薄香、津吉など港を核に形成された集落地は、生活道路や遊び場の確保、延焼防止や日照通風の確保のための家屋の適切な更新などにより、安全で暮らしやすい生活空間の確保に向けた保全・整備を図ります。
緑地の保全	●市街地を取り囲む斜面状の緑地帯は、市街地からの眺望やレクリエーションの場など多様な働きを保全するとともに、崖崩れなどの災害に対する防災性の向上を図ります。 ●自然公園を含む山林、農地や海岸線からなるその他の緑地については、良好な自然環境として維持・保全するとともに、レクリエーション利用など、都市における緑地としての活用を図ります。 ●平戸市総合運動公園（ライフカントリー）およびその取り付け道路が整備された赤坂地区については、市民のスポーツレクリエーションの場として利用を促進するため、周辺環境の整備・保全を図ります。
産業用地の確保	●白浜の埋立地や川内地区は、水産加工場や流通施設などの立地を促進し、生産性の高い地区形成を図ります。 ●田平地区の市街地周辺は、平坦地が多いことや交通利便性が高いことを踏まえて、新たな産業用地の確保を図ります。
空き地・空き家への対応	●市街地内の空き地や空き家は、防災上、景観上大きな課題であり、その解決に向けて、広場としての活用や空き家入居の促進など、さまざまな工夫や迅速な対応を図ります。
土地利用特性に対応した都市計画区域の見直し	●合併を契機に一体的な都市施策展開のため、これまでの指定の経緯や具体的な土地利用の状況などの検討を行ったうえで、平戸都市計画区域と田平都市計画区域の統合、津吉地域や江迎都市計画区域の取り扱いについて見直しを行います。 ●土地利用動向や都市施設の整備動向など土地利用の変化を踏まえた区域の拡大などについても、実態に即した「一体の都市」という観点から検討を行います。



薄香港

土地利用の方針図



白浜地区の全貌

1 平戸市都市計画マスタープランについて

2 平戸市都市づくりの主要課題

3 全体構想

4 地域別構想

5 実現化方策

(2) 交通体系の整備方針

1) 基本方針

本市と周辺都市との活発な交流の促進や都市内の円滑な生活、生産活動を促進するため、これを支える道路、公共交通から構成される交通体系の利便性、効率性の確保を図ります。

特に自動車交通は、生活、生産活動に加え防災、観光などに果たす役割が大きく、地理的に不利な条件にある本市にとって広域交流の軸となるものであり、今後ともネットワークの形成と強化を推進します。

本市全体の地域構成で位置づけた「地域幹線道路」と「生活幹線道路」は、地域の骨格、動脈として地域の基礎的な生活サービスを支える基盤の役割が期待されることから、その機能の向上に向けた整備を積極的に図ります。

公共交通については、松浦鉄道、バス、船舶が通勤通学や高齢者などの車を利用しない住民の足としての役割を十分に果たせるよう、運行（航）方式、経路、結節点整備などに努めます。

市街地や集落地にあっては、生活道路の幅員が狭いことや歩行者空間としての整備が不十分なことなど、市民からの改善要望が高いことを踏まえ、その質の向上に向けた整備を図ります。

2) 主要施策

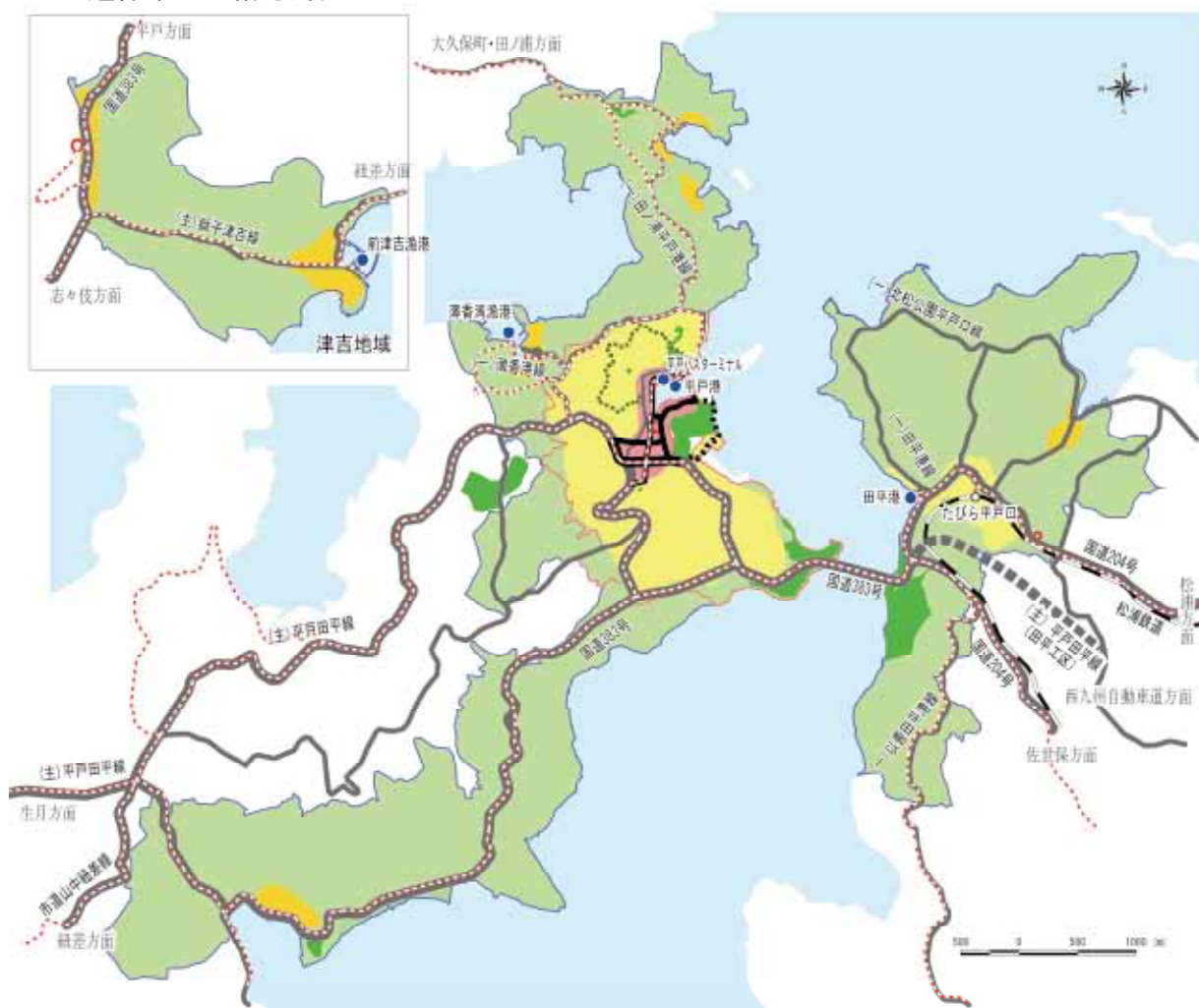
地域幹線道路の整備	●西九州自動車道佐々木IC～松浦IC間の整備および西九州自動車道へのアクセス幹線と位置づけられている(主)平戸田平線（田平工区）の整備促進を図ります。 ●(主)平戸田平線（田平工区）の整備にあわせ、これを受け止める地域幹線道路の機能向上を図ります。 ●地域拠点と基礎生活圏を結ぶ位置づけのもと、地域連携軸の機能の強化に向けた整備を図ります。 ●国道204号、国道383号、(主)平戸田平線、(主)平戸生月線、および市道山中紐差線を対象として、安全性の確保、運行速度の向上など現況道路の改良を中心に整備を図ります。
生活幹線道路の整備	●地域幹線道路を補完し基礎生活圏内の集落地間を結ぶネットワークの機能強化を図るため、地域幹線道路以外の国道383号（川内紐差間）、県道、主要市道を対象に、日常的な市民生活行動の確保および災害時にも円滑な通行が可能な道路として改良整備を図ります。

生活道路の整備	●市街地や集落地内における生活道路について、生活連携軸との円滑な接続、幅員の確保、歩道の確保、沿道の緑化や修景など、それぞれの特性、性格に応じた整備を図ります。 ●少子高齢化を踏まえ、市街地や集落地におけるユニバーサルデザインの考えを取り入れた都市づくりにより、気軽に移動できる生活空間の形成を図ります。 ●中心市街地内の道路については、来訪者を含む歩行者の安全性確保を図りながら、一方通行や時間規制などの交通管制、駐車場の確保、歩行者空間の高質化など総合的な交通対策を推進して、快適で回遊性のある歩行空間の実現を図ります。
公共交通の確保	●高齢者をはじめ、車を運転しない（できない）市民や離島の市民の日常の足を確保するため、幅広く意見を聞きながら公共交通機関のあり方について検討し、適切な運行の実現を図ります。 ●中心市街地にあっては、車を利用する観光客の増加を踏まえ、利用しやすい駐車場の確保を図ります。 ●バスと船舶との乗り継ぎや市街地内の観光などの中心市街地の交通結節性を高めるため、ターミナルの整備・機能充実を図ります。 ●離島を抱える本市にあって市民の足を確保し、定期航路の維持と利便性の確保を図ります。
港湾・漁港の整備	●都市計画区域内では平戸港のほか、薄香、田平、前津吉などの各港湾・漁港について、航路の維持や発着場の整備など機能の充実を図るとともに、市民、来訪者が親しむことができる港の景観や空間の整備を図ります。



平戸港観光交流センターの完成イメージ

交通体系の整備方針図



- | | | |
|-----------------------|--------------|----------|
| — 地域幹線道路(破線は計画) | ● 市役所・支所・出張所 | □ 都市計画区域 |
| — 生活幹線道路 | ■ 商業・業務地 | □ 用途地域 |
| — 都市計画道路(整備済み) | ■ 住宅地 | |
| // 未整備(平成25年現在) | ■ 集落地 | |
| // 特殊街路(遊歩道) | ■ 緑地保全地 | |
| バスルート | ■ 都市公園 | |
| ● バスターミナル・フェリー発着 | | |



平戸瀬戸市場

(3) 市街地・住環境整備の基本方針

1) 基本方針

中心市街地については、本市の行政、文化、商業、業務などの都市機能が集積するとともに、観光の拠点機能の役割を担い、全体として本市全体の活力を牽引していく役割が求められています。このため、市街地が効率的に機能することはもちろん、快適で魅力ある環境を提供できるよう機能向上に向けた整備を図ります。なお、中心市街地の範囲としては、平戸市街地に加え、松浦鉄道たびら平戸口駅から田平港にいたる区域を含め一体の市街地として位置づけます。

市街地およびその他の集落地では、老朽木造建物が密集し、また生活道路や公園が不足する状況にある箇所が分布しており、防災面、生活環境の向上面などから、各地区の特性を踏まえながらその改善に向けた整備を検討します。

また、公営住宅については厳しい財政制約のもと供給は限られますが、公的住宅のストックとして本市の活性化の一助となるような戦略的な活用に向けてさまざまな工夫を検討します。

2) 主要施策

中心市街地の機能の高度化	●市民にとっての諸機能の拠点として、また観光の拠点として魅力ある、個性や利便性、機能性を備えた市街地形成に向けた総合的な整備を図ります。 ●多くの市民や観光客が安心、快適に過ごすことができるよう、魅力と利便性、快適性に優れた中心市街地形成に向けて、歩行者空間、駐車場などの交通施設、観光商業施設などの整備、導入について検討を進めます。 ●田平市街地について、交通結節機能の向上や良好な市街地形成に向けた機能の向上および新たな産業用地の確保についての検討を行います。
密集市街地および集落地の保全と改善	●中心市街地においては家屋密度が高く、不燃化への更新が遅れている街区がみられ、火災延焼防止や保健・衛生面の向上を図るため、改善に向けた誘導を図ります。 ●家屋の集積が歴史的景観のひとつの要素となっている場合があることから、それぞれの特性や観光資源としての位置づけに配慮しながら、調和の取れた安全な市街地の形成を図ります。 ●古くからの集落地は、居住者の高齢化、家屋の密集や老朽化、生活道路や広場の不足、空き家の発生などさまざまな問題を抱えており、集落住民が誇りを持って住み続けることができるような空間形成に向けて、住民の意見を聞きながら必要な整備を図ります。

公営住宅の供給

- 公営住宅については、「公営住宅長寿命化計画」を踏まえて整備、改善を図ります。
- 老朽化した公営住宅については、新しい生活様式への対応が困難なものもあり、改善、集約化、建て替えなどのメニューから特性に合った適切な対応を図ります。
- 人口や世帯の減少により公営住宅の新たな建設は大きく制約されることとなっていますが、若者の定住や都市的生活様式の場の提供、高齢者の公営住宅住替えによる既存住宅の空き家化防止への活用など、多様な役割が期待されることから、既存団地の状況に留意しながら、集約化、改善、建て替えなどによる戦略的な供給について検討を行います。

(4) 自然環境の保全、景観形成、公園緑地の整備方針

1) 基本方針

自然環境は、これを良好なカタチで次世代に継承することや、貴重な水資源として水源の涵養を図るため、山林、農地、海岸線などの保全・管理を図るとともに、集落地周辺など生活・生産の場と複合的な土地利用が行われている地域については、その調和に配慮しながら保全に努めます。

このうち、都市計画区域については、「拠点市街地・観光ゾーン」、「斜面緑地ゾーン」、「平戸大橋ゾーン」、「市街地・集落地ゾーン」、「自然保全ゾーン」に分け、ゾーンの特性に応じた自然環境の保全、景観形成、公園広場の整備を図ります。

本市の景観は、自然環境や歴史・文化資源の保全、良好な都市景観形成などについて、生活環境、都市環境のみならず観光資源としての意義に照らして、平成 20 年度に策定された「平戸市景観計画」に沿って景観形成を図ります。

公園・広場については、市民からの要望が高く、生活環境の一部としての公園・広場や観光客が訪れる市街地における休憩広場など、地区の特性に対応しながら公園、広場の確保を図ります。

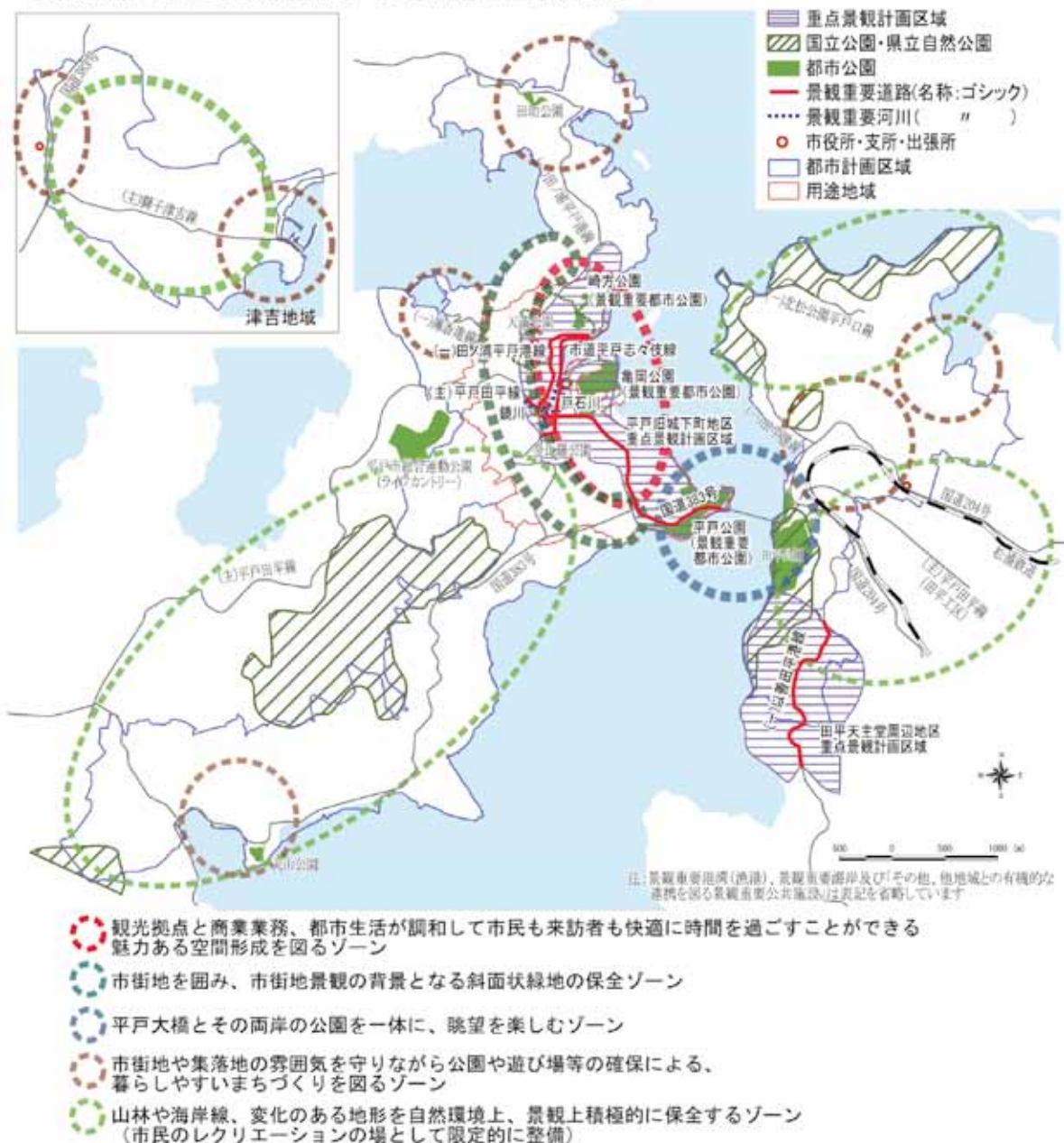
2) 主要施策

自然環境の保全	●山林、農地、海岸線など自然環境の特性を踏まえながら、国立公園、県立公園、保安林、農業振興地域などの土地利用関連制度との連携を図りながら、適切な維持・保全に努めます。 ●増加傾向にある耕作放棄地や放置山林などについては、その防止や利用について市民との協働のもとに対策を講じていきます。
景観の形成	●重点景観計画区域である「平戸旧城下町地区」および「田平天主堂周辺地区」の景観保全・形成を推進し、観光地としての魅力の増進を図ります。 ●景観重要建造物、景観重要樹木の指定や景観資産に登録された建造物の老朽化対策などを通して、地域や市民にとって重要な景観資源の保全を図ります。 ●幹線道路沿道や中心市街地における屋外広告物については、良好な景観形成に関する市民の理解を求めるとともに、条例化などのルール化について検討を図ります。 ●市街地を取り囲む傾斜地の斜面緑地は、市街地景観の特色となっており、その保全を図るとともに、開発に当たっては緑地の確保や防災に配慮した開発となるようコントロールを図ります。 ●漁業や漁村の風景や、棚田や石垣といった文化的景観の保全と活用について、市民協働での取り組みの推進を図ります。

公園緑地の整備

- 市街地や集落地の公園・広場については、空き地の活用などにより子どもや高齢者などの住民の憩いの場として身近な公園・広場の確保を図ります。
- 中心市街地においては、既存の公園のほか来訪者にとっての憩いのスペースを提供するポケットパークなどの確保を図ります。
- 整備済みの亀岡公園、平戸公園、田平公園、崎方公園については、歴史的文化的資源とのネットワークを含め、中心市街地における回遊ルートの形成を図ります。
- 平戸市総合運動公園（ライフカントリー）は、市民のスポーツレクリエーションの場として、その利用促進や周辺環境の保全を図ります。

自然環境の保全、景観形成、公園緑地の整備方針図



(5) 地域防災の方針

1) 基本方針

平成 23 年 3 月の東日本大震災を経て、災害から市民の生命・財産を守ることが何よりも優先される課題であるとの共通の認識が改められました。また、防災施設というハード面だけではなく日ごろからの地域防災活動などのソフト面の大切さも指摘されています。

本市における防災は「平戸市地域防災計画」に即しますが、都市づくりにおいても、避難路や避難場所の確保、災害危険箇所の対策などのハード面と同時に、まちづくり活動のひとつとして防災活動を組み込むことや、市民とともに作成するハザードマップなどソフト面の対策の推進を図ります。

また、中心市街地をはじめ木造密集市街地については、緑化の推進や空き家化を契機とした密度の引き下げなど、本市の特性を踏まえた対応を図ります。

2) 主要施策

総合的な防災対策の推進	●「平戸市地域防災計画」に即した防災体制の確立と行政区ごとの自主防災組織の結成によるきめ細かい災害対応力の向上を図ります。 ●避難場所や避難経路の確保、洪水や土砂災害、地震・津波等の災害予測などの行政としての取り組みと、市民との協働によるハザードマップの作成・配布等による市民意識の啓発など、ハード、ソフト両面から総合的な防災対策の取り組みを進めます。 ●中心市街地は、災害発生時の防災の拠点としての安全性の確保、情報ネットワークの保全、拠点と生活圏を結ぶ道路や航路の確保など、拠点機能の円滑な発揮に向けて、地域防災計画に即して整備を図ります。 ●災害時の避難場所の案内表示など、観光客をはじめとした来訪者の安全確保に向けた防災対策の充実を図ります。
危険箇所の防災対策	●地すべり防止区域や急傾斜崩壊危険地区など自然災害の危険箇所について、災害の発生防止対策を講じます。 ●中心市街地を取り囲む丘陵地は急傾斜地となっており、大雨時の災害が予想されるため、発生の予防、発生時の緊急対応策など市街地の安全性の向上を図ります。
防災基盤（道路や通信環境など）の整備	●土砂災害などの災害時にも安定した通行が可能な道路網の整備、避難所とのネットワーク（道路、通信等）の整備、安全な避難場所の確保など、防災基盤施設の整備を図ります。 ●地域連携軸、生活連携軸と位置づけた道路は、緊急時の輸送や避難も重要な役割であり、防災の観点からの整備・改良を図ります。

密集市街地の改善等

- 木造密集市街地（街区）については、火災延焼等の防止のため建物の防火化や耐震化の促進、ポケットパーク整備や緑化による延焼防止など地区の特性を踏まえた防災手法の活用について検討を行います。
- 今後増加が懸念される空き家については、緑地への転用や転入者の定住促進への活用など多様な施策の組み合わせにより、個別の特性に対応した対策を検討します。

(6) その他の都市施設の整備方針

1) 基本方針

上下水道は、ライフラインのひとつとして市民の生活を支えています。また、水洗化による生活排水対策は、新しい生活様式のひとつとしてその促進が期待されています。

このため、本市の地形的な特性や土地利用の特性を踏まえながら、安定的な水道水の供給や生活排水対策に向けた対応を図ります。

河川・都市下水路は、水害対策に加え都市の水辺環境として市街地空間に潤いと変化を与えてくれるものであり、河川周辺の環境との調和を図りながら改修・整備の推進を図ります。

2) 主要施策

下水道・排水処理	●生活様式の変化を踏まえ、自然環境の保全、市街地環境、集落地環境の向上に向けて、生活排水・し尿の処理は、浄化槽の設置促進を図ります。
上水道	●河川の延長が短く地形が急峻なため表流水の利用に限界がある状況などを踏まえ、老朽化した水道施設の改善対策および施設一元化などにより安定的な水道水の供給を図ります。
河川	●都市河川について、防災上および良好な水辺空間の提供などのため、河川周辺の市街地との調和、歩行者動線、公園広場の配置などを考慮しながら、その特性に対応した改修推進を図ります。
都市下水路	●河川整備との調整を図りながら、都市下水路による計画的な雨水排水処理の推進を図ります。

(7) その他の都市づくりの方針

1) 基本方針

都市計画マスタープランは、主として都市計画区域を対象として将来目標を設定し、目標に向けた都市づくりの方針を定めるものです。しかし、都市づくりの方針は、行政区域全体の特性や基本的な課題に対して、これを広い意味での都市計画として解決するひとつの方向を示す必要があります。

ここでは、本市の人口、産業の活力を高める基礎となる産業の振興、都市計画区域以外を含む市全体の暮らしやすい地域生活環境づくり、情報化社会の進展に対応した情報通信環境の整備と活用および低炭素社会の実現や自立した地域形成に向けた再生可能エネルギーの普及促進について、その方向性を整理します。

2) 主要施策

第一次産業の振興・観光の振興	●取り組みが始められている第一次産業の6次産業化について、その普及促進や適切な支援を通して付加価値の高い産業としての確立を図ります。 ●また、観光と連携した体験型ツアーの企画やグリーンツーリズムの展開、販路開拓の方法としての都市との提携など、さまざまな活性化に向けた取り組みを促進します。 ●宿泊型から日帰り型への変化、団体型から少人数化、観光地巡りから街歩きや食事・買物、漁業・農業体験型への変化など、近年の観光スタイルの変化に的確に対応した施策の展開を図ります。 ●中心市街地と亀岡公園、崎方公園、平戸港などを結ぶ歩行者ネットワークの整備により、面的に回遊できる質の高い歩行者空間の形成およびその沿道空間の整備を図ります。 ●自家用車による来訪者が増加する傾向にあり、市街地内での空き地を活用した駐車場整備など量の確保を図るとともに、誘導案内など外部からの来訪者にもわかりやすいシステムの構築、快適な歩行者空間の確保に向けた車両通行の時間規制など総合的な交通対策を図ります。
地域生活環境づくり	●全市において等しく安心して日常生活を送ることができるよう道路・公園などの基盤整備や暮らしやすい生活環境づくりに向けた家屋改善の促進等を図ります。 ●空き家・空き地などの発生に対して、的確な情報把握による未然防止や発生後の有効利用の促進を図ります。 ●公共公益施設が地域コミュニティに果たす役割を考慮して、施設の複合化や市民による管理など、各地域の特性、市民の意向を踏まえながら有効な活用を図ります。

	●地場産品の地産地消など地域内で循環する経済活動の実現を図るため、直売所等の配置について検討を行います。 ●市民の日常生活にとって身近な医療は基盤のひとつであり、基礎生活圏を単位とした医療水準の確保を図るとともに、高度医療の提供に向けた輸送の確保のため道路交通基盤の整備を図ります。 ●大島や度島などの離島や、志々伎などの南部地域については、地域の特性を踏まえながら初期医療施設の充実や維持を図ります。 ●高齢者や障害者、乳幼児など全ての世代が安心して暮らせる環境を確保するため、福祉環境の充実を図ります。
ICT環境の整備と活用	●超高速ブロードバンドの整備は、今後の個々の暮らしの充実や地域の自立、全国に向けた情報の発信などを行う上での「基盤」となるものであり、国や県の施策動向を把握しながらその整備促進を図ります。 ●人づくりを基本とし、心を育て生活を豊かにするとともに、市民一人ひとりが自分で考え、判断し、決定していける自立した市民を育てるための生涯学習の拠点および本市の歴史や文化を全国へ発信していく拠点施設として図書館と公民館の複合施設である（仮称）平戸市総合情報センターの活用の促進を図ります。
再生可能エネルギーの普及	●地域の自立と低炭素社会の構築を目指して、風力や太陽光発電、バイオマスなど地域の自然資源特性を活用した再生可能エネルギーの普及促進を図ります。



（仮称）平戸市総合情報センターの完成予想図



太陽光発電所（田平町）